

(写)

2 4 3 - 1 8 2 1

平成27年11月19日

各指定居宅介護支援事業所管理者
各関係介護保険施設施設長 殿

宮崎県長寿介護課長
(公印省略)

介護支援専門員の登録の消除事案の発生について

本県の福祉保健並びに介護保険行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り心からお礼申し上げます。

今回、本県において、事業所に勤務する介護支援専門員が、介護支援専門員証の有効期限を過ぎて勤務していたことが明らかとなったため、介護保険法第69条の39第3項第3号の規定により登録を消除いたしました。

なお、本県においては、平成26年10月14日付け243-2050及び平成27年6月18日付け243-1321で通知しましたとおり、同様の理由で介護支援専門員の登録を消除しております。

登録が消除された場合、介護保険法第69条の2の規定により、消除の日から5年間は介護支援専門員として勤務できなくなりますので、有効期限等は御自身で適切に管理するようお願いいたします。

また、当該介護支援専門員が勤務する事業所についても、介護報酬の返還等が生じる場合があります。

つきましては、介護支援専門員のみならず管理者の皆様方におかれましても従業員の資格の管理について徹底してくださるようお願いいたします。

長寿介護課 居宅介護担当 TEL 0985-26-7058 FAX 0985-26-7344
--